

京 都 大 学 楽 友 会 館 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後																											
<p>(前 略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 楽友会館は、京都大学（以下「本学」という。）における役員及び教職員等の会合、<u>その他の福利厚生事業及び研修等の用に供することを目的とする。</u></p> <p>(施設)</p> <p>第3条 楽友会館に、会議室、会議・講演室、ラウンジ、<u>その他の施設を置く。</u></p> <p>2 前項の施設のうち、<u>会議室及び会議・講演室</u>（以下「会議室等」という。）は、次の各号に掲げる行事に使用するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第6条 楽友会館の開館時間は、午前9時から午後<u>9時</u>までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(会議室等の使用時間)</p> <p>第7条 会議室等の使用時間は、午前9時から午後<u>8時30分</u>までとする。ただし、管理責任者が特に<u>適当と認めた場合には、開館日以外の使用又は使用時間の延長を許可することがある。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(<u>食堂</u>)</p> <p>第16条 <u>第3条に定めるもののほか、楽友会館に食堂を置く。</u></p> <p>2 <u>食堂は、第2条の会合等に付随し、及びこれを支援するための施設として必要な食事提供を行うものとする。</u></p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、食堂の管理運営に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。</u></p> <p>(後 略)</p> <p>別表 京都大学楽友会館施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>面積</th> <th>使用料（1時間当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 F 会議室</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>1～4 (略)</p>	施設名	面積	使用料（1時間当たり）	1 F 会議室		(略)						(略)	<p>(目的)</p> <p>第2条 楽友会館は、京都大学（以下「本学」という。）における役員及び教職員等の会合<u>その他の福利厚生事業及び研修等の用に供することを目的とする。</u></p> <p>(施設)</p> <p>第3条 楽友会館に、会議室、会議・講演室、<u>多目的室</u>、ラウンジ<u>その他の施設を置く。</u></p> <p>2 前項の施設のうち、<u>会議室、会議・講演室及び多目的室</u>（以下「会議室等」という。）は、次の各号に掲げる行事に使用するものとする。</p> <p>(1)～(3) (同 左)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第6条 楽友会館の開館時間は、午前9時から午後<u>5時30分</u>までとする。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(会議室等の使用時間)</p> <p>第7条 会議室等の使用時間は、午前9時から午後<u>5時</u>までとする。ただし、管理責任者が特に<u>適当と認めた場合には、開館日以外の使用又は使用時間の延長を許可することがある。</u></p> <p>第16条 削除</p> <p>附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>別表 京都大学楽友会館施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>面積</th> <th>使用料（1時間当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 F 会議室1</td> <td></td> <td>(同 左)</td> </tr> <tr> <td>1 F 会議室2</td> <td>36 m<sup>2</sup></td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>1 F 多目的室</td> <td>119 m<sup>2</sup></td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(同 左)</td> </tr> </tbody> </table> <p>1～4 (同 左)</p>	施設名	面積	使用料（1時間当たり）	1 F 会議室1		(同 左)	1 F 会議室2	36 m <sup>2</sup>	1,100円	1 F 多目的室	119 m <sup>2</sup>	3,100円			(同 左)
施設名	面積	使用料（1時間当たり）																										
1 F 会議室		(略)																										
		(略)																										
施設名	面積	使用料（1時間当たり）																										
1 F 会議室1		(同 左)																										
1 F 会議室2	36 m <sup>2</sup>	1,100円																										
1 F 多目的室	119 m <sup>2</sup>	3,100円																										
		(同 左)																										